

東日本大震災の被災者等の皆様に対する 医療費の免除等の取扱いが 平成23年7月1日から変わりました

医療機関等で受診した際に窓口負担が免除となるためには、平成23年7月1日からは、被保険者証と一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりました。下記の要件を満たしている方は免除申請書に必要事項を記入後、当組合審査課に証明書を請求してください。

なお、免除期間は、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費および入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定）です。

また、前記該当者の方で、平成23年3月11日以降、医療機関等で一部負担金等を支払われた方は、一部負担金還付申請書に領収書等を添付して当組合審査課に提出してください。

○免除・還付対象者の要件

災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、次のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊（全半焼）した方
- ②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定となっている方
- ⑤長期避難世帯となった方
- ⑥その他①～⑤に準じた事情がある方

平成23年度第1回健康保険委員会・ 算定基礎届説明会を開催しました

去る6月27日(月)全国市町村会館において、平成23年度第1回健康保険委員会・算定基礎届説明会を開催いたしました。委員会では、算定基礎届について、加入事業所委員の皆様にも業務課よりご説明い

たしました。

また、フリーアナウンサー石川顕氏をお招きし「健やかに生きるためには」をテーマにご講演をいただきました。

事務監査が終了 しました

去る6月23日(木)、組合会の今正人監事（株）タニタ総合研究所、登坂邦秀監事（東亜ディーケーケー）による組合事務全般についての監査が行われました。

監査の結果、「適正かつ正確に処理されていることを認める」との講評をいただきました。



今監事による監査



登坂監事による監査

組合のごき

第267回理事会

期日 平成23年3月17日(木)
場所 計機健保会館会議室

〈審議事項〉

- ・任期満了に伴う組合会議員並びに役員の変更について
- ・組合規約第4条別表の変更について
- 〈報告・承認事項〉
- ・法定準備金等の運用について
- ・その他

第268回理事会

期日 平成23年5月23日(月)
場所 計機健保会館会議室

〈審議事項〉

- ・理事長の選出について
- ・常務理事の指名について
- ・学識経験顧問の委嘱について
- ・総務・財政等検討委員会委員の委嘱について

第101回 組合会

期日 平成23年5月23日(月)
場所 計機健保会館会議室

〈審議事項〉

- ・組合会監事選挙
- 〈報告・承認事項〉
- ・理事長の選出について
- ・常務理事、学識経験顧問、総務・財政等検討委員会委員の指名及び委嘱について

第269回理事会

期日 平成23年6月27日(月)
場所 計機健保会館会議室

〈審議事項〉

- ・平成22年度事業報告について
- ・平成22年度決算残金処分について
- ・東日本大震災により被災した被保険者等にかかる一部負担金等の取扱いについて